

議案第80号

飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1選挙長の項及び開票管理者の項中「11,000円」を「12,200円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「13,000円」を「14,500円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「12,000円」を「12,800円」に改め、同表選挙立会人及び開票立会人の項中「10,000円」を「10,100円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「12,000円」を「12,400円」に、「6,000円」を「6,200円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 選挙長、開票管理者、選挙立会人及び開票立会人の報酬については、開票が引き続き翌日まで行われた場合においても1日とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月28日提出

飯能市長 新井重治

飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
区分	報酬の額		区分	報酬の額	
	支給区分	金額		支給区分	金額
省略			省略		
選挙長	日額	12,200円	選挙長	日額	11,000円
開票管理者	日額	12,200円	開票管理者	日額	11,000円
投票所の投票管理者	日額	14,500円	投票所の投票管理者	日額	13,000円
期日前投票所の投票管理者	日額	12,800円	期日前投票所の投票管理者	日額	12,000円
選挙立会人及び開票立会人	日額	10,100円	選挙立会人及び開票立会人	日額	10,000円
投票所の投票立会人	日額	12,400円 (立会人時間が投票時間の2分の1以内の場合は、6,200円)	投票所の投票立会人	日額	12,000円 (立会人時間が投票時間の2分の1以内の場合は、6,000円)
省略			省略		
備考 選挙長、開票管理者、選挙立会人及び開票立会人の報酬については、開票が引き続き翌日まで行われた場合においても1日とみなす。			備考 1 選挙長、開票管理者、選挙立会人及び開票立会人の報酬については、開票が引き続き翌日まで行われた場合においても1日とみなす。 2 土地区画整理審議会委員選挙に係る報酬については、選挙管理者は、日額1万1,000円とし、選挙立会人は日額1万円とする。		